

広島県告示第三百七十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

令和七年三月二十六日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
有限会社水呑水道

福山市水呑町三三二三の三

代表取締役 縄稚 和典

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―四）第一九六三七号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事（次の各号のいずれかに該当するものをいう。）に係るもの

（一）国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事

（二）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事

（三）（一）及び（二）に掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うもの

2 営業の停止を命じた期間

令和七年四月九日から令和八年四月八日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者の代表取締役は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項（公契約関係競売等妨害）に該当する行為により広島簡易裁判所から罰金五十万円の判決を受け、令和六年一月五日に刑が確定した。このことが、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第一項第三号に該当する。